第十八条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を、「生活衛生・食品安全審議官」の下に「、高齢・障害者雇用開発審議官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、高齢・障害者雇用開発審議官一人」を、「生活衛生・食品安全審議官一人」の下に「、高齢・障害者雇用開発審議官一人」を加え、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　高齢・障害者雇用開発審議官は、命を受けて、高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第八十条及び第八十一条において同じ。）及び障害者の職業の安定に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十八条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　公文書監理官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十九条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第三十四条第十一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び国立高度専門医療研究センター」を削り、同条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

第三十九条に次の二号を加える。

八　国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

九　国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

第七十三条第一項中「、雇用開発部に置くもののほか」を削り、「五課」を「九課」に、「外国人雇用対策課」を「外国人雇用開発企画課　高齢者雇用対策課　障害者雇用対策課　地域雇用対策課」に改め、同条第二項を削る。

第七十四条第二号中「及び雇用開発部並びに外国人雇用対策課」を「並びに外国人雇用対策課、障害者雇用対策課」に改める。

第七十五条第三号中「雇用開発部及び外国人雇用対策課」を「他課」に改める。

第七十八条第一号中「雇用開発部」を「雇用開発企画課」に改め、同条第二号中「請負労働者」を「一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第八十条第三号において「請負労働者」という。）」に改める。

第七十九条第三号中「第八条第一項第十一号」を「第八条第十一号」に改める。

第八十条を削る。

第八十一条第一号を次のように改める。

一　次に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

イ　高齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保並びに高年齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関することを除く。）。

ロ　政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

ハ　障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。

ニ　地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（人材開発統括官及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

ホ　雇用機会が不足している地域における雇用機会の確保に関すること。

ヘ　高年齢者等、障害者及び季節的に雇用される労働者の職業の安定に関すること。

第八十一条第十号中「前各号に掲げるもののほか、雇用開発部の所掌事務で他の所掌に属しないもの」を「港湾労働者、介護労働者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の職業の安定」に改め、同条を第八十条とする。

第八十二条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第十一号」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十三条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第十一号」に改め、同条を第八十二条とする。

第一章第二節第三款第六目中第八十四条を第八十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（労働市場センター業務室の所掌事務）

第八十四条　労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。

二　労働市場に関する情報の収集及び連絡を行うこと。

三　雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行うこと。

四　職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関すること。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

（労働政策審議会令及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「雇用開発部」を削る。

一　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）第十一条ただし書

二　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）第一条第三項

（厚生労働省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第四条　厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「医療経営支援課」を「研究開発振興課」に改める。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十四号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。